

令和2年度第2回大田区子ども・子育て会議委員意見一覧

通しNO	項目	意見の趣旨	区の考え
1	意見聴取	めぐみ幼稚園について、子ども・子育て新制度への移行により何が変わったのか資料から読みとれなかった。ホームページを見ると夏休みの預かり保育を始めたことがわかったが、資料の開園時間に預かり保育の時間は含まれないのか。	開園時間は教育課程に係る教育時間(幼稚園教育要領に基づく)を記載しており、預かり保育時間は含んでおりません。 なお、めぐみ幼稚園は、令和3年4月から新制度への移行を予定しており、保育料が区が定めた金額となる(月額0円)、施設型給付となることが大きな変更点となります。
2	意見聴取	グローバルキッズ池上園、グローバルキッズ蒲田第二、にじいろ保育園中馬込については、4歳児から定員が減少している。通所児童の転園などに不利益が生じないように丁寧な対応をしてほしい。	新規開設園の4・5歳児は、入所申込数が少ないため定員を縮小しています。 定員の設定にあたっては、地域の入所申込状況や近隣保育所の定員数等を踏まえ、通所児童の転園などに支障がないよう配慮してまいります。
3	意見聴取	代替屋外遊戯場まで徒歩4～5分の園がいくつかある。移動時の安全に留意すると共に、遠いことを理由に屋外活動が減らされることがないように、しっかりと屋外活動を確保してほしい。	代替園庭への移動については、園長経験のある区職員が保育園への訪問支援の際に同行して、各施設の保育士に周囲の安全確認や交通量の少ない経路の使用等について助言し、園児が安全に屋外活動を行えるよう支援しております。
4	意見聴取	計画地から代替園庭までの距離が「にじいろ保育園南馬込4丁目」の場合400m、「グローバルキッズ池上園」の場合は300mというのは、交通安全上の格段の配慮が必要と思われる。	
5	意見聴取	にじいろ保育園について、屋外・屋上の面積記載がなく、真夏の公園遊びの厳しい気候時、水あそびなどを行うスペースがないのか心配である。また、代替の大倉山公園は遊具のない公園のようである。園児や保育士にストレスのかからない施設運営の工夫が求められるように思う。	資料には屋外・屋上の面積記載がありませんが、運営事業者に確認したところ、屋外に30㎡程度のスペースで水遊びを行うとのこと。 また、屋外活動は、園長経験のある区職員による保育園への訪問支援において、引き続き創意工夫して園児が安全に楽しく遊べる環境づくりについて助言してまいります。

通しNO	項目	意見の趣旨	区の考え
6	意見聴取	令和3年4月認可予定の保育所は全て、設置者(運営者)が株式会社である。個人的な感覚に基づく意見だが、株式会社は本来、利益を最大化しようとするインセンティブがあると思われる、そのため固定費節減のため保育士の賃金・待遇を抑制したり、また保育士の配置数についても行政の基準をギリギリラインで満たしていればそれで良いというようになりがちのように思う。株式会社が一律に悪いと考えている訳ではないが、保育所運営を商売と位置づける経営姿勢のしわ寄せが子どもの福祉に及ぶことのないことを望む。	保育士の配置数につきましては、認可基準に加えて、区の加算基準も満たしていることを確認しております。 なお、保育士の配置数や園の運営管理については、引き続き開園後の法令等に基づく指導検査にて、適正な運営や保育の質の向上が図られるよう助言・指導してまいります。
7	意見聴取	園児の定員に対する保育士等の職員数は、いずれも基準を満たしているが、保育士が新型コロナウイルスやインフルエンザの感染症に感染した場合に、臨時の代替保育士の補充体制が設置者においてしっかりとれるのかどうか気がかりである。	保育所の新規開設にあたっては、保育士の配置数について認可基準に加えて、区の加算基準も満たしていることを確認しております。園の運営に際しては、常時認可基準を満たした上で行っています。
8	2年度計画 P1,2 1-1	コロナ禍における子育て相談体制の充実に関して、電話による相談に加えて、ZOOMやLINEビデオ通話などを利用したオンライン・リモート相談の実施を検討しているのか。	現在は、東京都が実施しているLINE相談「子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京」を周知しております。 また、保育所入所にあたっては、園の概要や申請方法を動画で配信するなど、オンラインの活用を進めております。 引き続き、利用者本位の視点に立ち、相談体制を充実させてまいります。 なお、オンライン・リモート相談の実施については将来的な課題であると考えております。今後、ICT技術を積極的に活用した相談体制等を研究してまいります。
9	2年度計画 P5 1-3-10	地域力を基にしたNPO法人運営の児童館、子ども交流センターの存在を初めて知った。区が支援する民の子育て支援がもっと増えたとよい。今後も区内に広げていく予定はあるのか。	子ども交流センターについては、区が児童館事業及び放課後ひろばの運営を委託しているため、運営上必要な助言や支援を行っております。なお、現時点では今後、同様の運営委託を広げていく予定はありません。
10	2年度計画 P5 1-4-1	「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備」について、設置に関しては、有識者だけでなく地域団体や住民の声もしっかりと踏まえた上で設置してほしい。アドバイザー会議等にはそういった方々も参加できるように配慮してほしい。また、本件は重要な事業と考えるので、進捗について逐次会議にて報告してほしい。	アドバイザー会議は学識経験者の他、区内の社会福祉施設運営法人や弁護士等で構成され、多様な立場から専門的な助言を頂いております。また、課題に応じて養育家庭(里親)等との意見交換会や、構想・計画に関する区民説明会等の開催により、関係機関や区民の皆様のご意見をいただいております。進捗状況につきましては、計画の節目ごとに報告させていただきます。

通しNO	項目	意見の趣旨	区の考え
11	2年度計画 P6 1-4-4	「虐待防止支援訪問」について、重要な施策と考える。ぜひ、重点的な取り組みをお願いしたい。	今後も関係機関と連携しながら不適切な養育など問題がある家庭や極度の養育不安などの問題を抱えた家庭及び乳幼児健診未受診など、子どもの健全な成長が懸念される家庭に対して児童虐待の予防的支援に一層努めてまいります。
12	2年度計画 P7 1-4-9	「児童虐待防止ネットワーク」について、今後も新型コロナウイルス感染症対策は続くと思われる。書面会議では十分な議論ができない。オンライン開催なども検討すべきではないか。コロナを理由に虐待に関する施策が滞ることがないようにしていただきたい。	新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、出席人数や会議内容を精査するとともに感染対策を実施して開催しております。虐待に関する施策が停滞することがないように、今後も感染対策を講じつつ、効率的な会議運営のため、実施方法を含め検討してまいります。
13	2年度計画 P7,8 1-5-1 1-5-3	子育て世帯への多様な生活支援に関して、児童扶養手当と児童育成手当は同じ趣旨・目的に基づくものであり、前者が国の制度、後者が大田区の制度だと理解しているが、受給者世帯数がかなり違うのはなぜか。本来、両制度の受給者世帯数は同じになるのではないか。支援を受けられるのに受けていない世帯がいるようで心配である。	児童扶養手当は法によるものであり、児童育成手当は東京都の条例に基づき区市町村が条例を定めて実施しているものです。児童扶養手当と児童育成手当では制度の内容が異なるため、それぞれの手当で受給要件・所得限度額などに違いがあります。このことから受給者数が異なっております。なお、申請の際には両手当とも同時に申請を受け付けており、それぞれの受給要件に基づき審査を行い受給の認定をしております。
14	2年度計画 P8 1-5-13	一時預かり保育について、利用料金が900円から500円に引き下げられ、きょうだいは250円の半額利用ができることはありがたい施策である。ファミリーサポートセンターの利用料金(謝礼金)は800~900円の現状維持のままなのか。	ファミリーサポートセンターの利用料金は、ボランティアへの謝礼との意味合いもあり、現状維持が必要と考えております。また、23区中、本区と同額が7区、100円程度の金額差で9区となっています。なお、城南地区(大田区・品川区・目黒区・世田谷区)においても、4区のうち3区は本区と同額となっております。
15	2年度計画 P12 2-1-15	「保育士確保対策の実施」について、保育士が勤務する職場は保育園だけでなく、児童発達支援や放課後等デイサービスも児童養育の重要な役割を担っている。また、保育園と同様、慢性的な人材不足が課題となっている。このような施設で働く保育士も様々な支援策の対象とすべきと考える。担当部署の違いで区別されることがないように検討してほしい。	専門性の高い人材の確保・定着を目的として、一定の要件で3年間区内の事業所に勤務した者に対して、区奨学金の返還額を最大で半額減免する「人材確保型特別減免制度」を設けています。保育士の資格の場合、現行は保育所を対象事業所としていますが、令和3年度に向け、児童発達支援や放課後デイサービス等の障害者施設も含めることを検討しています。
16	2年度計画 P15 4-2-9	放課後子ども教室との一体型の施設とはどのような施設か。	小学校内で学童保育と放課後子ども教室の2つの事業を実施している施設のことをいいます。

通しNO	項目	意見の趣旨	区の考え
17	2年度計画	子ども家庭支援センターの役割が重要となっていくと思う。	コロナ禍において、子どもや子育て中の親子を取り巻く環境は大きく変わっています。このような状況においても子どもの最善の利益を守るとともに、計画の理念に実現に向けて事業を進めてまいります。
18	2年度計画	新型コロナウイルス感染防止対策に対応した事業計画が実施されていることがよく理解できた(中には止むを得ず実施を見合わせているものもある)。	令和2年度の事業計画につきましては、コロナ禍の社会状況や新おおた重点プログラムの策定等を踏まえ、年度当初の計画から見直しを行ったうえで取り組みを進めております。今年度の各事業の進捗状況や実績等につきましては、令和3年度の子ども・子育て会議にてご報告いたします。
19	2年度計画	コロナ禍で計画どおりに行うのは困難かもしれないが、事業計画が予定どおりに行くようによろしく願いたい。	
20	その他 (コロナ対応)	文部科学省では、新型コロナウイルス感染が拡大して、今後仮に緊急事態宣言が発令される事態になっても、2020年3月初めから5月末にかけて実施した学校一斉の臨時休校措置はとらないとしている。校内に感染者が出た場合、インフルエンザ感染と同様の学級、学年、学校単位の臨時休校措置がとられることになるが、児童館や放課後ひろば等は地域の学校の感染状況を勘案しながらの運営になると考えてよいか。	校内に感染者が出た場合の児童館や放課後ひろば等につきましては、学校ごとの感染状況を勘案しながら運営してまいります。
21	その他 (コロナ対応)	教員の感染者(濃厚接触者)が出て、入院や自宅待機となった場合、同学年の教員が止むを得ず長時間勤務で(土日や休日出勤含む)、そのクラスの子も達の教材準備(プリント作成等)をしているケースがあるが、特別の手当が支給されるわけではない。教員は日々多忙を極めているので、区の予算で、今年度から教員補助の非常勤職員が配置されているが、コロナ禍の今、複数配置を検討してはどうか。	意見のとおり、今年度から、教員の教材準備等の負担を軽減するため、会計年度任用職員「教員支援員」を小・中学校に配置しています。昨年7月から順次配置を開始し、10月には配置を完了しているところです。また、昨年10月には、令和2年度限りではありますが、学校の臨時休業からの再開に伴い、教員に発生した従来以上の業務の一部を補助する「学習指導サポーター」を希望する学校に配置し、感染症対策、補習や家庭学習の準備等を行っております。なお、令和2年3月に「大田区立学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。このプランに沿った取組を進めることで、教員の長時間勤務の改善を図ってまいります。

通しNO	項目	意見の趣旨	区の考え
22	その他 (コロナ対応)	新型コロナウイルス感染症が発生した保育園の対応について、大田区内のいくつかの保育園でも園児や保護者に新型コロナウイルス感染症陽性が発生している。保育園が2週間休園となり、保護者自身が代替の預け先を探す際に大変な苦労があったと聞いたことがある。今後も保育園での新型コロナウイルス感染症の発生などは予想される。その際に、代替保育先の検討時には区としてもサポートをしてもらえないのか。預け先が見つからず2週間休むということになればひとり親世帯など各世帯に大きな打撃になってしまい、死活問題である。検討いただきたい。	感染拡大防止のため、他の集団での代替保育は行っておりません。休園期間中においては、居宅訪問型であるベビーシッター利用支援事業を案内し、保育の提供を行っております。 また、濃厚接触者の検査結果が全員陰性であり、保育の提供が可能であれば、保健所の指導に基づき、当初の休園期間を短縮して園運営を再開しております。 引き続き、感染症対策を講じながら、保育を提供してまいります。
23	その他 (検証報告書)	3歳女児死亡事例検証報告書とりまとめは非常にいい取り組みと思う。重要なのは、とりまとめで終わりではなく、今後も継続的な検討や進捗状況の確認など行っていくことである。継続的な検証を行うことを強く希望する。	区は、検証報告書で示した対応策を具体化した「子育て支援アクションプラン」を令和2年11月に策定いたしました。 今後はこのアクションプランに基づき、子育て世代を妊娠から出産、子育て期まで切れ目なく支援し、周囲から孤立した子育てに陥ることがないように、組織対応力の強化や児童虐待防止に向けた子育て支援のための強化メニューを実行し、その効果等を継続して検証してまいります。
24	その他 (検証報告書)	3歳女児死亡事例検証報告書の5ページに、母子の状況把握強化の対応策として「データをシステム活用等により集約し」とある。いつまでに行う予定なのか。	多角的な視点から児童虐待等の潜在リスクを可視化するため、健康政策部やこども家庭部などの5部局が保有する情報を集約したデータについて、令和2年度内にシステム稼働できるよう、準備を進めております。
25	その他 (検証報告書)	3歳女児死亡事例検証報告書について、認証保育園の退園状況は管轄が違うので区側で把握できないとのことだが、区にも報告があがるような仕組み作りにも着手していただきたい。	認証保育所は、利用者との直接契約となっているため、区が利用調整している認可保育所のように在園管理を行えません。しかし、退園した場合の報告を事業者に求めることとしました。
26	その他 (検証報告書)	3歳女児死亡事例検証報告書の8ページに、「要支援家庭判断基準を設ける」とある。具体的にいつまでに行うのか。	子育て世代に対応する職員が共通認識を持って要支援家庭を判断できるよう、今年度中に作成する予定です。

通しNO	項目	意見の趣旨	区の考え
27	その他 (検証報告書)	3歳女児死亡事例検証報告書の8ページに、「地域の子育て支援団体等による見守り体制の構築」とある。重要性はよくわかるので、具体的な方策の検討はどうなっているのか示してほしい。	区では、区の各種支援制度や子育て世帯への支援を行うことも食堂等の地域活動団体の情報等を、ひとり親家庭等の支援が必要な世帯に直接届ける、「子どもと地域をつなぐ応援事業」を開始しました。この取組みにより、子育て世帯が身近にあることも食堂等をお訪れる機会を増やし、地域の支援者とのつながりを持っていただくことで、地域における複数の目での見守りを強化し、子育て世帯の孤立化を防ぐとともに、家庭が抱える「見えにくい」問題の発生の未然防止を図ってまいります。
28	その他 (検証報告書)	3歳女児死亡事例検証報告書の9ページに、「職員の人材育成」「意識改革」とある。各課の意識改革が具体的にどのように行われる計画なのか。	今回の事例を受け、職員に対して再発防止に向けた意識啓発を改めて行いました。職員ひとり一人が、母子との接触機会ですぐにリスクに気づき、関係部署と速やかな情報連携をすることで区民の命が守られるとの意識をこれまで以上に持って職務に当たってまいります。また、乳幼児健診未来所者対応マニュアルを見直し、要支援者の判断や養育状況の確認、事例検討等を組織的に行うことで、職員の人材育成を行ってまいります。
29	その他 (検証報告書)	3歳女児死亡事例検証報告書について、区で行う家庭支援策がもっと活用されるべきと考える。制度が用意されているだけでなく、活用に向けた働きかけ、広報をもっと行うべきではないか。	今後、制度の活用に向けてホームページによる広報等について検討しているところです。また、大田区要保護児童対策地域協議会や民生・児童委員協議会などにおいて関係機関や地域団体への周知を行ってまいります。
30	その他 (検証報告書)	3歳女児死亡事例検証報告書について、1歳くらいまでは、予防注射や健診等で第三者が関わる機会があるが、1歳半健診以降機会が減少する。1歳半健診は重要な機会と思うので、行政が各世帯状況をしっかり把握することが重要と感じる。	23区では、個別健診として医療機関へ委託するところが多い中で、大田区は直営健診として実施しており、今後もこの体制を継続してまいります。
31	その他 (検証報告書)	3歳女児死亡事例検証報告書について、とても丁寧に検証されていると感じた。認証保育所の管轄が東京都であることで、区への報告がなかったことが残念である。社会の目が厳しい中での育児は苦しくなりがちである。特に発見されにくいネグレクトを防ぐためには、家庭を開いていく必要があると思う。相談を待つだけでなく地域の力を使って何ができるのか考えさせられる。	今回の事例検証を通じ、改めて、子育て家庭と行政機関との関わりが薄くなる時期や各課が把握できるリスクを共通認識する重要性が分かりました。区だけでなく各家庭と日常的なつながりを持っている民生児童委員をはじめ、子育て世帯の支援を行う社会福祉協議会、子ども食堂や学習支援団体等と連携して、身近で寄り添う支援を充実させてまいります。

通しNO	項目	意見の趣旨	区の考え
32	その他 (検証報告書)	3歳女児死亡事例検証報告書について、経済的な事情等で保育に悩む家庭が多いのに対して、行政機関がどこまで関わり合いを持てるのか、かなり困難を極めるケースも少なくないと思われる。日頃から、保護者が隣近所と関わり合いを持ち、行政機関等に相談できていれば、必要な支援策や適切なアドバイスを受けられたはずで、児童の虐待、育児放棄、ネグレクトといったことを起こさずに済んだのではないかと思う。隣近所との関わり合い、助け合いを大事にする町づくりが、今特に必要ではないかと思う。事案のケースでは、母親の行動(子どもを自宅に置いての数日間の旅行)が社会的な批判を浴びているが、それを責めているだけでは本質的な解決にはならない。	乳幼児期の子育ては、保護者だけでなく周りからの手助けが必要な時期です。行政でも、機会をとらえて支援しておりますが、全ての方へ十分な関わりを持つことは、難しい状況です。 地方から上京し、親族等からの支援が受けられない保護者は特に、同年代の子どもをもつ保護者同士や近所の方たちとのつながりなどの地域との関わりや助け合いは大変重要です。親同士や近隣とのつながりがもてるような働きかけを検討してまいります。
33	その他	最近、蒲田などでフードドライブの食品提供を募っている所を見かけるようになった。ひとり親家庭への働きかけとして、フードドライブの活動を活用できると良いと思った。コロナ禍で集えない分、孤立させない工夫が求められていくと思う。区の子育て支援には新たな視点が必要になる。引き続き協力していきたい。	フードドライブについては、平成29年度から定期的に区役所本庁舎や特別出張所等で実施し、区内のひとり親家庭のフードバンクへの提供や、大田区社会福祉協議会を通じてこども食堂や福祉団体等へ寄付しています。 また、大田区社会福祉協議会では、今年度から新たにフードパントリー事業(一時的に生活を維持するための収入を得ることが困難な状況になった方に対して、無料で食料を提供する活動)を開始しています。コロナ禍での支援活動として、子育て世帯を対象としたフードパントリーを実施しているこども食堂等の地域活動団体もあります。 これらの取組みを通じて、地域における複数の目での見守りを強化し、子育て世帯の孤立化防止を図ってまいります。 引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。
34	その他	児童の不登校や暴力などの問題に関しては、大田区立教育センター所属のスクールソーシャルワーカーが支援する体制があるようだが、子ども家庭支援センターとの間で情報共有したり、スクールソーシャルワーカーと子ども家庭支援センターの担当者が連携して問題の解決に当たることはあるのか。	大田区では、子育て、保育、障がい福祉、保健所、生活保護、教育等、区行政の各分野の職員が出席して、毎月、「子ども家庭支援会議」を開催しています。 この会議では、支援の必要性が高いと思われる子どもの情報共有や対応策の検討を行っており、教育センターからはスクールソーシャルワーカーが出席しております。 また、スクールソーシャルワーカーは、児童生徒の在籍する学校からの要請により福祉資源の利用について支援を行っています。 その際、必要に応じて、子ども家庭支援センターをはじめとした区の関係機関、民間の支援団体等と連携して問題解決に取り組んでおります。

通しNO	項目	意見の趣旨	区の考え
35	その他	待機児童がひとりでも少なくなるよう、よろしく願いたい。	大田区では、待機児童の解消に向けて平成27年度から5年間で74施設を整備し、保育サービス定員を約4,600人拡充したため、令和2年4月には待機児童数は35名まで減少しました。今後は、既存施設の有効活用とともに、点在する待機児童には、保育ママやベビーシッター制度を活用して対応してまいります。また、新型コロナウイルス禍における先行きが不透明な中、直近の入園申込状況や新たな保育ニーズ等を詳細に分析した上で、施設整備に取り組んでまいります。
36	その他	子ども・子育て会議のあり方について、コロナ禍にあって、書面会議開催が続いているが、委員の方々からの意見や質問、大田区の担当者からその場での説明や回答が直接聞けないのは極めて残念である。書面会議だけでは極めて不十分に思う。会場参加とWEB参加の併用による開催を是非検討してほしい。	今年度の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大等の社会状況を踏まえ、全て書面による開催とさせていただきました。令和3年度以降の会議形式につきましては、今後の状況等を踏まえ判断してまいります。委員の皆様との議論を深められるよう、会議運営のあり方について検討してまいります。
37	その他	タブレットによるオンライン学習使用時にWi-Fiは使用するのか。もし、Wi-Fiを使用するときの各学校・各家庭のWi-Fi環境は整っているのか。また、その補助はあるのか。	学校や家庭におけるオンラインでの学習時はインターネット環境が必要です。各学校の普通教室、特別教室(理科室等)のインターネット環境は整備されています。また、各家庭のインターネット環境の有無については、令和2年7月頃にアンケートにより調査し、インターネット環境のない児童・生徒に対し、順次、モバイルルーターの貸与を開始しています。